

公立大学法人青森公立大学事務職員採用規程

平成21年4月1日

規程第64号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則(平成21年規程第36号)第6条第3項の規定に基づき、青森公立大学の事務職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用の方法)

第2条 事務職員の採用は、競争試験により行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、選考により採用することができるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員を採用する場合

(2) 法令の規定に基づく免許若しくは資格又はこれに準ずる特別の知識若しくは技能を有する者で、別に定めるところにより設置する青森公立大学人事委員会(以下「人事委員会」という。)の議に基づき理事長が認めるものを採用する場合

(3) 競争試験を行っても十分な競争者が得られないことが予想される職又は職務若しくは責任の特殊性により職務の遂行能力について競争試験による順位の判定が困難な職で、人事委員会の議に基づき理事長が認めるものに採用する場合

(4) その他人事委員会の議に基づき理事長が認める職に採用する場合

3 前2項の競争試験及び選考においては、採用しようとする者の職務遂行能力の有無を判定するものとし、必要に応じ、筆記試験、面接試験、身体検査その他の方法を用いて行うものとする。

(資格)

第3条 法人は、事務職員の採用に当たり、必要な資格を付すことがある。

(採用の手続)

第4条 事務職員の採用は、事務局長が発議する。

2 前項の採用は、人事委員会の議に基づき、理事会が行う。

3 人事委員会は、前項の規定により事務職員の採用の審議を行うに当たっては、経営審議会の意見を徴しなければならない。

(採用の決定等)

第5条 人事委員会の長は、前条第2項の規定により人事委員会において決定された採用予定者について、その者の採用を理事会に申し出るものとする。

2 人事委員会の長は、前項の採用予定者のほか、必要に応じて採用候補者名簿を作成し、理事会に提出することができる。

(採用候補者名簿)

第6条 理事会は、前条第1項に規定する採用予定者の採用の可否について決定する。

2 理事会は、前項の規定により採用者を決定してもなお欠員が生じる場合は、前条第

2項に規定する採用候補者名簿に登載された者の中から採用者を決定することができる。

(その他)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。